

各 位

一般財団法人 茨城県剣道連盟
会 長 水 田 重 則
[公印省略]

剣道四段・五段審査会の実施について（通知）

令和8年度第1回剣道四段・五段審査会を下記要項により実施いたします。
つきましては、受審を希望する方はお申し込みくださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時
令和8年5月16日（土）
受付 午前8時30分 審査開始 午前9時30分（予定）
2. 会 場
アルテンジャパン武道館剣道場 （水戸市新原2-11-1 TEL029-251-8444）
3. 審査内容
 - （1）実技審査
 - （2）日本剣道形審査 （実技審査合格者のみ、太刀七本・小太刀三本）
 - （3）日本剣道形審査合格者は直ちに学科[問題集10問から2問を出題する]審査を行う。
 - ①問題集は茨剣連ホームページにある「学科審査問題」を参照願います。
茨剣連ホームページ URL <http://www.ibakenren.jp/>
 - ②日本剣道形審査・学科審査に不合格となった受審者は、再受審が認められます。
ただし、再受審は、不合格となった当該審査日から1年以内とし、回数は1回限りとします。
4. 受審資格
 - （1）四段受審者
 - ・三段受有後、3年以上修行した者（令和5年5月31日以前の三段合格者）。
 - ・年齢満65歳以上で、2年以上修行した者（令和6年5月31日以前の三段合格者）。
 - （2）五段受審者
 - ・四段受有後、4年以上修行した者（令和4年5月31日以前の四段合格者）
 - ・年齢満65歳以上で、2年以上修行した者（令和6年5月31日以前の四段合格者）。

(3) 令和8年度本連盟会員に登録済みの者、及び新たに登録する者。

*令和8年4月1日～令和9年3月31日

(現四段受有者：2,000円、現三段受有者：1,000円)

5. 年齢基準 審査日の当日(令和8年5月16日)とする。

6. 申込方法

(1) 別添「剣道四・五段審査会受審申込書兼入会申請書」を茨城県剣道連盟事務局へ送付する。

(2) 審査料・会員登録料の納入方法は下記によるものとする。

① ゆうちょ銀行から振込む場合

口座記号 00150-5

口座番号 612700

加入者名 一般財団法人 茨城県剣道連盟

② ゆうちょ銀行以外から振込む場合

店名 〇一九(ゼロイチキュウ)

預金種別 当座

口座番号 0612700

加入者名 一般財団法人 茨城県剣道連盟

茨城県剣道連盟事務局：〒310-0903 水戸市堀町 1161-13 (Tel.029-251-8811)

7. 申込責任者 本連盟役員、地区・職域剣道連盟会長、および県内大学剣道部顧問等

8. 申込締切日 **令和8年4月22日(水) 必着厳守**

(審査料の振り込みも4月22日までをお願いします。)

9. 審査料

(1) 四段受審者：12,600円

(2) 五段受審者：14,700円

(3) 再受審者：2,100円(日本剣道形・学科不合格者)

10. 合格登録料

(1) 四段合格者：18,300円(70歳以上 9,150円)

(2) 五段合格者：23,200円(70歳以上 11,600円)

(3) 登録料は、実技審査合格発表後に納入していただきます。

11. 合格登録日

令和8年5月16日(土)

12. 新型コロナウイルス等感染症対策について

- (1) 審査は、「茨城県剣道連盟版 感染症予防ガイドライン」(令和6年8月15日)により実施する。(茨剣連ホームページに掲載)
- (2) 受審者は、実技審査時には「面マスク」または「シールド」の着用を前提とする。(両方着用可)なお、高齢者あるいは基礎疾患のある受審者は、「面マスク」と「シールド」の両方を着用することを推奨する。
- (3) 受審者が審査当日に37.5℃以上の熱があるときは、入場できない。
- (4) 審査実施時は、審査員、立会者、係員はマスクを着用する。

13. その他

- (1) 社会体育指導者資格初級の認定を受けた者は、五段の学科審査を免除します。ただし、認定証の写しを提出願います。
- (2) 受審当日に忌引き等やむを得ない場合により受審できない場合は、可能な限り申込責任者から茨城剣連事務局へ連絡願います。(TEL 080-1263-5745)
- (3) 欠席者の審査料返金は、原則、審査実施日三日前以降は返金いたしません。
- (4) 受審者は、各自十分健康管理に注意して審査会に参加願います。
- (5) 当連盟は、審査会中の受審者の事故に対し傷害保険に加入します。
- (6) 氏名・所属等の判別できる稽古着・袴を使用する場合は、テープを貼付するなどの措置をしてください。
- (7) 申込書に記載される個人情報、茨城県剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用します。なお、必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがあります。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することもあります。